

令和  
二年  
五條市議会第二回臨時会会議録(第一号)

令和二年五月一日(金曜日)

議事日程(第一号)

令和二年五月一日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 議第三十五号 令和二年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

一 番	伊 谷
二 番	養 田
三 番	平 岡
四 番	吉 田
五 番	窪 佳
六 番	秀
	正
	司
	康
	司

欠席議員（一名）

四番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番
牧	大	藤	吉	山	福	岩
野	谷	富	田	口	塚	本
雅	龍	美	雅	耕		
一	恵					
	雄	子	範	司	実	孝

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長
太	樫	堀	南	冠	和	松	石	中	平	井
田	内	内				田	本	本	田	上
好	成	伸	則	雅	剛	成	茂	賢	耕	
紀	吉	起	行	之	明	人	人	二	一	昭

事務局職員出席者

都市整備部長	上田 朗
教育部長	松井 和
西吉野支所長	大垣 悟
大塔支所長	吉川 佳秀
水道局長	東川 純司
会計管理者	小森 比登
秘書課長	西本 久美
企画政策課長	西本 久美
財政課長	戸野 哲

事務局長	馬場 雅樹
事務局次長	馬場 孝一
事務局係長	坂口 和美
事務局係員	窪勇 人
速記者	柳ヶ瀬 五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから令和二年五條市議会第二回臨時会を開会いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

本日、令和二年五條市議会第二回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚くお礼申し上げます。本臨時会には、令和二年度五條市一般会計補正予算が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑

なる議会運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会、だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

この際、申し上げます。

四月開催の第一回臨時会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を議員席の前方の席に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は正確な会議記録作成のため、マスクを外していただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

○市長（太田好紀）改めまして皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和二年五條市議会第二回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

初めに、市民の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止について、日々御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、医療関係者の皆様には、国民の生命を守るため、昼夜を問わず献身的に御尽力をいただき、深甚なる感謝の意を申し上げますところであります。

御案内のとおり、国による緊急事態宣言が発出されている中、既に大型連休が始まっておりますが、市民の皆様には「自らの命を」、「家族を」、そして「大切な人を守るため」今しばらく外出の自粛を始め、三密を避ける行動をとっていただきますよう心からお願いを申し上げます。

さて、本臨時会においては、特別定額給付金事業を始め新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策関連二事業の補正予算に係る議案を提出いたしておりますので、議員各位にはよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、市独自の対策案についても現在検討・取りまとめを行っておりますので、改めて議会にお示しし、御審議をお願いすることをここに

御報告申し上げ、開会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

十一番	藤	富	美	恵	子	議員
十二番	大	谷	龍	雄		議員
一番	伊	谷	賢	司		議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る四月二十八日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日一日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて、会期は本日一日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） それでは本臨時会に提出の議案について御説明を申し上げます。

議第三十五号、令和二年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る所要の経費について歳入歳出予算の総額にそれぞれ三十億四千八百六十一万五千円を追加し、総額で二百五十二億二千八百六十一万五千円とするものであり、これらの財源につきましては、全額、国庫支出金を見込み、補正予算を編成した次第であります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第四、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第三十五号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十五号、令和二年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市一般会計補正予算（第一号）のページを御覧いただきたいと思います。存じます。

このたびの補正でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う「特別定額給付金事業」及び「子育て世帯への臨時特別給付金事業」に係る歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十億四千八百六十一万五千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百五十二億二千八百六十一万五千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの下端から五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、二十目特別定額給付金事業費でございますが、基準日の令和二年四月二十七日において住民基本台帳に記録されている者に一律一人当たり十万円を給付する「特別定額給付金事業」の実施に必要な経費について、その所要額を計上するものでございます。十八節負担金補助及び交付金に特別定額給付金二十九億八千六百万円を、そして、一節報酬から十三節使用料及び賃借料に、この給付事務に係る人件費、郵便料金、印刷・封入等業務及び電算システム改修業務委託料などの事務経費として合計三千四百六十一万五千円を計上いたしており、総額で三十億二千六十一万五千円を補正するものでございます。

なお、当該経費の財源の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、三款民生費、二項児童福祉費、十目子育て世帯への臨時特別給付金事業費でございますが、令和二年四月分の児童手当の受給者に対し、対象児童一人当たり一万円を給付する「子育て世帯への臨時特別給付金事業」の実施に必要な経費について、その所要額を計上するものでございます。十八節負担金補助及び交付金に子育て世帯への臨時特別給付金二千六百万円を、そして、三節職員手当等から十二節委託料に、この給付事務に係る電算システム改修業務委託料などの事務経費として合計二百万円を計上いたしており、総額で二千八百万円を補正するものでございます。

なお、当該経費の財源の全額を国庫支出金として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において、三十億四千八百六十一万五千円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）次に特別定額給付金事業について、事業概要の説明を求めます。和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）自席より失礼いたします。

それでは、命によりまして特別定額給付金、この概要につきまして、御説明を申し上げます。

まず、当該施策の目的でございますが、令和二年四月二十日付で閣議決定がなされております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計の支援を当該給付金により行うものとされたところでございます。

次に、当該事業の予算額でございますけれども、国全体で約十二兆七千三百億円でございます。事務費が約一千四百六十億円と承知をしてございます。

なお、本市の予算額並びに国庫の交付額につきましては、先ほど総務部長の方から御説明を申し上げたとおりでございます。事業に要する経費につきましては、国が全額を負担するものでございます。

次に、本市における当該事業の所管部署並びに体制でございます。当該事務につきましては市長公室企画政策課が所管いたしまして、他課からの応援職員を含めまして、まず六名の体制でスタートいたしますけれども、事務の進捗に合わせまして、臨時職員の雇用、あるいは他課よりの応援職員の増員を行うことを想定いたしております。

次に、執務場所でございますけれども、原則として企画政策課執務室において当該事務を行います。書類の整理や市民相談の場所として、企画政策課の裏でございますけれども、ハローワーク横の会議室を予定しております。既に電話等の配線は完了してございます。

なお、本給付金につきましては、郵送か電子申請を基本としておりますけれども、御相談をいただく来庁者が多くなると見込まれる場合は、分庁舎一階の会議室で受付や相談業務を行うことも想定をしております。

次に、給付対象者及び受給権者でございます。受給対象者は令和二年四月二十七日、これは基準日でございますけれども、この日において、本市の住民基本台帳に登録されている者で、受給権者はその者の属する世帯主でございます。

なお、直近の令和二年三月三十一日現在の本市の状況でございますけれども、住民基本台帳への登録者数は二万九千八百六十人、世帯数は、一万三千五百六十二世帯でございます。予算の計上はこの数字を基に積算をしております。

なお、基準日、四月二十七日でございますけれども、この日になりますと、幾分の増減があるものと御理解を賜りたいと存じます。次に、給付額でございますけれども、給付対象者一人につき十万円でございます。

次に、給付金の申請及び給付方法でございますが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、給付金の申請は郵送による申請方式、それ

からオンライン申請方式を基本といたしまして、給付は申請者の本人名義の金融機関口座へ振込を行うものとございます。

なお、申請書は市において作成をいたしまして、世帯主宛てに郵送するものとございまして、申請者は送られてまいりました当該申請書に必要事項を記載の上、本人確認ができる、例えば運転免許証の写しと口座番号が分かる通帳等の写しを返信用封筒に同封をいただきまして、市へ返送するといった仕組みになってございます。

申請書の書式でございませけれども、これは国において作成される統一様式、これを使用する予定でございませけれども、極力市民の皆様方の御負担を減らすために、例えば世帯の給付対象者、これは家族名でございませけれども、こういったものはあらかじめ当方で記載、印刷をする予定とございませ。

一方、オンライン申請でございませけれども、これは国がマイナポータルにおいて当該給付金の申請画面を設け対応するものでございませ、マイナンバーカード所持者が利用可能となっております、パソコンあるいはスマートフォンを通じて申請を行うものでございませ。これは紙ベースの申請方法と比較しまして手続が非常に簡素化されまして、給付がより早期に実施される利点がございませ。

本市の場合、現在、約四千人の方が当該カードを所持されておるものと承知をいたしておりますけれども、そのうち申請者は、先ほども申し上げましたように世帯主に限られるということになるものでございませ。

なお、申請の期間でございませけれども、郵送申請方式の受付開始日から三箇月以内となっております。

次に、給付開始時期でございませけれども、去る四月二十日の閣議決定を受けまして、本市におきましては、四月の二十二日から第一回目の庁内の打合せを行いまして、同時に電算事業者とシステムの改修や申請書の作成、送付に向けた封入・封緘作業などについて既に協議を進めてございませ。

当該事業者につきましては、新型コロナウイルスの感染抑制に伴う在宅勤務の影響などにより、非常にマンパワーが不足しているといった特別な事情もあるようございませけれども、本市といたしましては、できる限り早期に申請書の送付や振込が開始できる体制を整えるために早期に関連の業務を進めるよう当該事業者には強く要請を行ってございませ。

なお、県や国の調査に対しましては、本市といたしましては、五月二十八日を振込開始予定日として、とりあえずの報告を行ったところでございませ。

事業概要は以上でございませけれども、こうした取組は過去に例がなく、国等から送信される取扱いの情報につきましても、日々追加や変

更がございます。特にDV避難者の方や障害者の方、御本人が受領できない場合の代理受領の対応、こういったことは非常に大事で重要でございますので、担当職員一同、しっかりとこうした情報の把握と理解に努めまして、万事そのないようにな務を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましては、何とぞよろしく御理解、御協力、そして御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、概要説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明並びに事業概要の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）質問回数は三回ですので、まず最初に質問項目を通告しておきたいと思っております。

まず一つは、今説明ありました特別定額給付金の内容制度ですけれども、住民基本台帳に基づいてやっていたかどうか、相手は分かっておりますから、やはりできるだけ簡潔な手続で早くお届けするというのが、今急がれていると思うんですけれども、説明では申請しなければならぬということであったと思うのですけれども、そういった手続とか申請の書類とかは、市民の皆さん方、各世帯に早くお知らせして届けないかと思っておりますけれども、それは市としてはいつまでにやろうとしておられるのか。

そしてその申請の期限は、私はそんな急ぐことではないと思っておりますけれども、期限を設けているんやったらいつまでなのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

それともう一つは、新聞報道等で見えますと、収入減の被害に対しましてそれぞれ各市、町、村の独自の施策が発表されております。主なもの水道基本料金の減免やら免除、また県の補助金に対する上乗せ等々が主なものですけれども、この補正予算の中に、五條市の独自施策は入っていないのかどうか、それが二つ目ですね。

もう一つは、新型コロナウイルス問題が発生してからいろんな市民の皆さん方の相談窓口を保健福祉センター、そして企業観光戦略課、そして危機管理課というところで窓口を設けていますけれども、その窓口に寄せられた相談の内容の重要な点を答弁いただきたい。

それに関連して、この前の報道では大阪市の方が五條市に来て仕事をしておられて、その中で感染したということが報道ありましたけれども、この件についての市としての調査、追跡したのかどうか、したのであれば内容も含めて答弁いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、いつまでに行うのか、そしてその申請の期限というようなお尋ねでございますけれども、先ほど概要の説明で申し上げましたように、今、電算業者と鋭意協議を進めてございます。まだいつまでにその主なものが出来上がってくるかというところの報告がございませんので、ここで明確にいつからということは申し上げられませんけれども、我々といましてはできるだけ早く、速やかにということで、業者にも要請しておりますので、そういう形で御理解をいただきたいと思っております。

それから申請の期限でございますけれども、先ほど申し上げましたように受付開始から三箇月以内となっております。

それからもう一点、市独自の施策がこの補正予算に入っていないのかというお尋ねでございますけれども、これは冒頭市長の方からの御挨拶にもございましたけれども、市独自の施策についてはただいま庁内で鋭意検討中でございます。時期がまいりましたらお示しを申し上げます。御協議をいただくという運びになっておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

せんだっての新型コロナウイルス感染症の、本市の発症の件の調査、追跡の御質問につきまして答弁させていただきます。

この情報につきましては、県の方が主体として発表しております。我々の方につきましては、その報道内容に基づいた情報しか入ってきておらないという状況でございます。それを市民に正確に情報を流すという役割を担っておるところでございます。

あと相談内容につきましては、保健福祉センターの方で相談内容を聞いておるんですけども、まずは一番最初、一月末から放送等をさせていただったり、また相談窓口を設置させてもっております。防災行政無線の方で市民の方々に注意喚起を行っておるといような状況で、どんな内容なのかということとか、また当初マスク、今現在もそうですけれども、マスクがないという中で咳エチケットをしるとかマスクという言葉が出ておるのはどういことなんでしょうとお叱りの部分等も聞いております。また具体的に熱等を発症しておるんですけども、どないしたらいいんでしょうかという御質問等もございます。そちらにつきましては保健所等に連絡をさせていただいて御相談いただければいい

うふうに随時お返事させていただいておる、そういう状況でございます。

追跡調査の件ですけれども、本市としましては、追跡調査等は行っておりません。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）特別定額給付金についての申請が三箇月というふうに答弁ありましたけれども、やはりそのためにはこういう申請してもらわなければいけませんと、期限は三箇月ですという、その市民に対する通知を早くしてあげないことには、期限だけ決まっておって通知が遅れたらあきませんからね、その辺は答弁にも明確にありませんでしたけども、それはやっぱり全力を挙げて市民の皆さん方にお知らせすると、届けなければならぬのだったら用紙を早く届けるということが急がれるのではないかとこのように思います。

また住民基本台帳に載っておる方でも、五條市内で住まいをしないで他府県に仕事に行っておったりという方もありますから、住民基本台帳は市役所が分かっているわけですから、申請の手続がない方には早めにどうですかと、市役所の方からやはり連絡をしていただくということが求められるのではないかとこのように思います。

それと独自施策については現在ないということですが、三箇所の相談窓口には今すこやか市民部長の方から答弁ありましたように、いろんな市民の皆さん方の心配事やたくさんあるわけでありますから、これからの新型コロナウイルスの感染の状況を見て、それに基づく市民の皆さん方の要望もしっかり聞いて必要なことはやはり五條市としても検討してもらわなければならないのではないかとこのことを強く求めておきたいと思えます。

五條市内での感染者についての追跡調査はしてないということですが、五條市独自でなくても県がしておるんやったら、その情報は捉えて、市民の皆さん方の安心につながるようなお知らせをしなければならぬのではないかと、ちまたでは五條市内の何とかいうスーパーで感染者が出たらしいとか、いろいろあちこちで耳にしますから、やはり正確な情報を市役所としてつかんで、市民の皆さん方にお知らせするということが求められているのではないかとこのように思います。

以上です。

○議長（吉田雅範）答弁はよろしいですか。（「結構です」、「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今市長公室長の方から御説明いただきまして、私も個人的にはございますが、この件に関しまして質問事項を何点か通知

申し上げております。その質問の中で、今なかった分を質問させていただきたいと思っておりますので、議長におかれましては、私十六項目にわたっての質問事項をさせていただいております。そしてまた昨日も一項目追加して十七項目の質問事項となっております。三回限りの議場での質問ということも言われておりますけれども、一度に申し上げますので、一度に返していただいても結構ですし、それぞれ返していただいても結構ですけれども、とりあえず申し上げますと思います。

まず手続についてでございます。

郵送について、こちらから送る郵送、そしてまた返信用の封筒、これどういった配達になるのかという部分でございます。貴重な個人資料が入ったものを普通郵便で送るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

そして感染防止については、十分注意を行いながら職員の方がやっていたことでもございますけれども、その上で現金給付を望む方、通帳をお持ちでない方、現金給付をしてほしいと、そういう細かい手続が分かりにくいと言われる独居でお住まいの年配の方々がいらっしゃるかと思うのですが、その辺の対応をどうなさるのか。

そして先ほどもちょっと言われましたけれども、代理受領というお話もしていただきましたけれども、いわゆる自分で意思表示ができない方の対応、施設に入所してはる方、そしてまた後見人制度を利用していらっしゃる方の代理申請、代理受領がどの辺まで可能なのか。

そしてまた次に、今十万円という、全ての方々に、住民基本台帳にある方々は頂くわけでございます。その中において、負債の返済金としてそれが取り立てられるのかどうか。五條市においても、いわゆる税の滞納者にそれを取立てに行くのかどうかというところ、そして次に、自己破産し、……例ですよ、自己破産し嫌がらせを避けるために転居したので、住民票はそのまま郵便物の転送願も出していない、このような方の対応についてどのようになさるのか。これが特別定額給付金事業の、いわゆる十万円の分の質問でございます。

続いて、令和二年度子育て世代への臨時特別給付金について御質問させていただきます。

受給対象者について。

そして、支給対象者となる基準日について。

対象者への通知について。

私も調べさせていただいたんですけども、児童手当が支給されている方にこれを支給されるというふう聞いておるのですけれども、所得

制限で児童手当が支給されていない方の対応をどうなさるのか。その辺たくさん申し上げましたけれども、一つずつで結構です、御答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず第一点、郵送の方法でございます。我々事務局も非常に悩ましい問題でございまして、実は既に郵便局の方と調整を行っております。その中で、一つ配達記録というような手段がとれないのかという御相談を申し上げます。御案内のとおり配達記録というふうになってまいりますと、プラス二百十円というのが掛かりますので、郵送料自体は切手代プラスその二百十円ということになってまいります。やや経費がかさむわけでございます。そのときは郵便局と市との調整でございましたので、後日、国の方に確認をいたしました。そうしますと、国の方は普通郵便の想定だというふうなお話でございましたので、恐らく事務費につきましてもそういった形で算入をされておるといふふうに承知をしております。ですから、国がそういった方針でございますので、とりあえず今の段階では郵便局とそういう協議をいたしましたけれども、普通郵便の対応ということになるかと思っております。

次に、二番の感染防止と現金給付の問題でございます。まず感染防止につきましては、この事業自体は要するに感染防止の観点から、先ほども御説明申し上げましたが、郵送、オンライン申請というふうな形でございます。ただいろんな事情の中で、どうしてもやはり現金給付でお願いをしたいんだという方がおられましたら、それは個別にその事情をしゃやくさせていただきます、申出をいただいたらしくなるべく対応をまいりたいというふうに考えてございます。ただ現金給付の場合は、こういった形がいいのかということにつきましては、今後国から発出されるマニュアルをよく検討してまいりたいと、このように考えてございます。

それから次、三番の代理受領でございます。代理受領につきましては、身体が不自由で自ら申請のできない場合ということになるかと思っておりますけれども、こういった場合は、代理人による申請も制度上可能でございます。代理人と申しますのは、いわゆる法定の代理人もございませけれども、例えば地元の方で民生委員さんであったりとか、あるいは自治会長であったりとか、親類の方であったりとか、そういう申請者の方の身のお世話をしている方につきましても、それは代理人になり得るといふふうに承知をいたしてございます。ただこれにつきましては、一定の申請をしていたただかなければならないというふうなくくりがございまして、御理解を賜りたいと思っております。

それから四番目の負債の返済、いわゆる借財がございまして、取立てに來られた方にこれをお渡しできるのかというふうなことだろうと思

うのですが、それに関しましては、この借財の返還金として第三者が受け取るということではできないというふうに承知をさせていただきます。

それから五番目でございます。自己破産等をした方の対応でございますけれども、そのことにつきましては、なかなか市で知り得ることができないというところがございます。これも御本人からそういった申出がございましたら、市の窓口で本人確認をさせていただきます。先ほど現金給付のときに申し上げましたけれども、しかるべく対応をしたいと思います。ちよつとその辺のところはまた国のマニュアルをしっかりと確認してございませんで、今後その辺のところもしつかり確認しながら、そういった事例があればそのないように取扱いを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

子育て世代への臨時特別給付金につきまして、まず一番目の実施時期についてですけれども、一般の方と公務員の方では少し違っております。

一般の方につきましては、五月初旬に市民への周知をします。五月中旬ごろには児童手当受給者へ個別通知をいたします。そのときに給付金不要の意思確認をいたします。その後、給付金支払いの事務を開始し、六月末を目途に子育て世代の特別給付金を給付する予定でございます。

次に公務員の方ですが、六月一日より申請に必要な書類の受付を開始いたします。書類の確認後、提出された市町村での対象者かどうかを審査した後に順次支払いをまいります。

申請期間につきましては、六月一日から九月三十日までの四箇月間といたしております。

次、二番の受給対象者についてですけれども、受給対象者は令和二年三月三十一日の基準日におきまして、五條市に住民票のある四月分、もしくは三月分を含む児童手当受給者であり、対象児童は平成十六年四月二日から令和二年三月三十一日までに生まれた児童が対象となります。対象児童につきましては約二千六百人、一般の方が二千三百五十人、公務員の方が約二百五十人と想定しているところでございます。

次に、支給対象者の基準日となった理由ですが、国からのQ&Aにつきましてその記述があったところを読ませてください。

「四月二十日に閣議決定した令和二年度補正予算により実施する事業であるため、直近の情報である三月三十一日を基準日としたものであ

り、また三月に新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等が行われたことも踏まえて設定されました。基準日の翌日以降に生まれた児童については支給の対象とはなりません。」という回答となっております。

次に、対象者への通知でございますが、五月中旬までに先ほど言いましたが、児童手当受給者に子育て世代特別給付金の個別通知を行ってまいります。

次に、五番目です。所得制限で児童手当が支給されなかった方への対応につきましては、現在では支給対象外となっております。ちなみに五條市では約八十名の方がこの特別給付受給者という方となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大変ありがとうございます。

もう一点なんですけども、今特殊詐欺が横行してございまして、その中でやはり市民の方に注意喚起していただかなくてはならないと思うんですけども、その辺の対応があれば教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの件については非常に重要な部分でございます。市のホームページより手続の流れを御紹介申し上げますが、それに加えまして詐欺犯行為の注意喚起の周知を図っておるところでございます。実は四月二十二日、それから昨日にそれぞれホームページにアップをして周知を図ったところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうか事故の起こらないような対応をお願い申し上げたいと思います。そして特に十万円、市民の方、いわゆる国民がいただくわけでございます。早くからマスクが報道しておるところでございます。財源のあるところは自分のところのお金を使ってもうすぐには渡しておる、郵送しておるところもございまして、その辺も考慮していただいて一日も早い給付をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）答弁は。（「答弁は結構です」の声あり）  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

市長を始め理事者側各位には市政発展のため、事務事業の遂行にますます御精励賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和二年五條市議会第二回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案につきましては、原案のとおり可決、承認をいただき心からお礼を申し上げます。

なお、本臨時会で賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に適切に反映させていただきたく存じます。  
時節柄、議員各位には健康に御留意いただき、市政推進に御協力賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） これをもちまして、令和二年五條市議会第二回臨時会を閉会いたします。

午前十時四十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田 雅 範

署名議員 藤 富 美 恵 子

署名議員 大 谷 龍 雄

署名議員 伊 谷 賢 司